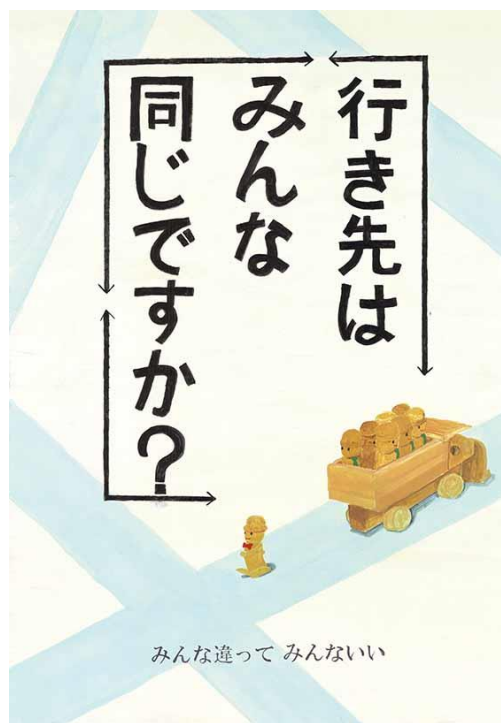


一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2020（令和2）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

- 1 令和2年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・P1～P3
- 2 総合的な評価・提言
・・・P4～P8
- 3 施策別の評価・提言
・・・P9～P20
- 用語解説
・・・P21～P22
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・P23

1 令和2年度の人権に関する施策の取組状況について

令和2年度に人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針に基づき実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から多くの事業が中止となった。そうした中であっても、感染防止対策を十分に行いながら、津市人権講演会（一部の地域のみ）や市民人権講座（市内各地）が開催された。また、コロナ禍で、児童虐待の顕在化が懸念されたため、関係機関が連携してその防止に取り組んだ。

《人権教育の推進》

人権教育推進に係る事業では、各中学校区における子ども人権フォーラムを人権教育推進プロジェクト事業に位置付け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、その持ち方などについても校区で協議を重ね、全中学校区で実施した。また、人権学習推進事業や、人権学習会、人権教育講演会及び地域学習会を実施した。

《相談・支援体制の充実》

人権相談、青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育所における育児相談、家庭児童相談員による相談等、ほとんどの事業において、関係機関と連携・協力を図り、適切な相談窓口を紹介するなどの支援に努めた。また、インターネット上の差別事象については、津地方法務局等と情報共有しながら削除要請を行ったが削除に至っていない。

《ユニバーサルデザイン^{※1}（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組み、学校施設、交通施設、社会教育施設等のバリアフリー化を行った。また、市ホームページにおいては多言語化対応を図り、様々な人が利用しやすいものとなるように努めた。聴覚障がい者等からの申請に応じて、手話通訳者の派遣を行った。視覚障がい者へ、広報津、議会だより等をCD版（デージー版）または点字版にして配布した。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や啓発活動を行っている人権啓発団体、社会教育関係団体等への支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その活動の多くが中止や開催回数を減少せざるを得なかった。

(2) 分野別施策

《同和問題》

人権フィールドワーク事業、地域交流事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。インターネットへの誹謗中傷の書き込み等について、津地方法務局人権擁護課、三重県人権センター等と情報共有しながら、その削除要請等に連携して取り組んだ。隣保館において、人権問題の解決のために、人権相談、生活相談等の相談事業、教養・文化講座の開催、館事業を紹介する館だよりの発行等が行われた。

《子どもの人権》

子育て推進事業、学級支援サポーター^{※2}事業、スクールカウンセラー^{※3}活用事業、青少年の悩み事相談事業では、相談者の悩みに対し、必要な助言・援助等を行った。特色のある学校づくり推進事業では、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、来校が難しい場合は、オンライン等で学習機会を確保する等の取組を行った。子どもの貧困対策のための体制整備事業では、一元的な相談窓口を設け、それぞれの相談内容から必要な制度を紹介し、必要に応じで関係各課につないだ。

《女性の人権》

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント^{※4}防止対策の実施事業、セクシュアル・ハラスメント相談事業、DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発の実施事業等では、ハラスメントの防止とその啓発に取り組んだ。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発事業、職員人権研修会事業（男女共同参画）では、厚生労働省による育MEN（イクメン）プロジェクト研修動画等、動画視聴による研修を行った。妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実事業では、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう保健師が相談に応じた。また、身近に産後の世話をする人がいない等の場合は、産後ケア事業による育児支援を行った。

《障がい者の人権》

総合的な学習等における障がい者理解の教育推進事業では、出会い学習として、障がい者からの話を聞いたり、車椅子体験等の疑似体験を行ったりすることで、バリアフリーの視点だけでなく、障がい者との共生の視点について、児童生徒に学ぶ機会を設けた。障がい児保育事業、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等、障がい者が安心して生活を送ることができるよう事業に取り組んだ。

《高齢者の人権》

地域支援事業、介護予防事業、在宅介護支援センター事業では、介護予防、要介護状態の軽減、転倒予防や認知症予防等、高齢者への様々な支援を行った。シルバー人材センター運営事業では、生涯現役社会の実現に向け、高齢者の豊富な経験と熟練した技術・技能が役立てるよう、その基盤となる同センターにおける事業展開や会員獲得を支援した。

《外国人の人権》

外国人住民の生活相談事業では、ポルトガル語、スペイン語の通訳担当員が窓口相談に対応し、また、多言語遠隔サービス（13言語対応）のタブレット端末の利用により、これら通訳員の対応言語以外の言語を使用する外国人住民への母国語での窓口対応を行い、外国人住民を取り巻く諸問題に関する相談を円滑に進めた。多文化共生事業、日本語教室事業では、外国人住民に対し、コロナ禍でも途切れることのない日本語習得の機会を提供した。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

人権啓発事業では、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等への差別や偏見が社会問題化していることから、こうした問題をなくすためのシトラスリボンプロジェクト^{※5}の取組を広報紙や市ホームページに掲載して啓発を行った。生活保護事業、生活困窮者自立支援事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、就労収入の減少、解雇、退寮などとなる人が増加したことから、個人の尊厳やプライバシーの保護にも配慮しながら、必要な支援を行った。

2 総合的な評価・提言

(1) 全体評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
平成 28 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 29 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 30 年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和 2 年度	A	B	C	Ⓓ	E

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、国内外が未曾有の危機に直面し、同感染症の感染拡大防止の観点から、4月には、全国で小・中・高等学校が一斉に臨時休校となり、また、緊急事態宣言も発出される事態となった。そうした中で、津市においては、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、あらゆる分野で人権に関わる事務事業の取組が計画されたが、その多くは、コロナ禍の影響を受け、中止、あるいは、内容の変更を余儀なくされた。

なお、YouTube動画に同和問題を理由に恫喝する様子として、平成26年11月18日、津市教育長室とされる音声動画が掲載されたことを発端として、その後、津市議会では百条委員会が設置されるに至り、行政対象暴力事案が明るみになった。当該事件によって、これまで市や関係団体等が長年に渡って行ってきた人権啓発をはじめとした取り組みの多くが、大いに後退したように思われる。全庁的に、問題をしっかりと受け止めるとともに、姿勢及び意識を改め、人権課題を解決するための取り組みがうわべだけのものになっていないか再確認し、失った信頼の回復に向けて事業に取り組まなければならない。

また、関係各課においては、津市人権施策事務事業進捗状況報告書における事業概要等に掲げた事業について、コロナ禍を理由とした中止や縮小せざるを得ない状況下であったとしても、その取組内容を工夫することにより、質の高い住民サービスを提供できたのではないかとといったことも十分検証していただきたい。そして、前例踏襲で事務事業を行うのではなく、職員一人一人が事業の目的とその効果、課題・問題点などを常に意識しながら事業に取り組むことや、時代の変遷とともに本来の施策の目的を果たしたものは、市の施策との整合性やその影響等を考慮しながら、廃止、あるいは、整理・統廃合などの抜本的な見直しを行い、社会環境の変化に合わせ、新たな事業に取り組むことや施策の再構築を行っていくことも必要である。今後の取組に大いに期待したい。

以上のことから、コロナ禍で事業の実施は困難であったにもかかわらず、相談・支援体制の充実にはみるべきところがあったが、総合評価としてはD(あまり進まなかった)とした。

(2) 基本施策及び分野別施策の評価・提言

ア 基本施策の評価・提言

《人権啓発の推進》

新型コロナウイルス感染拡大防止のために社会状況が大きく変化した。今まで潜在化していた差別や人権侵害が様々なところで顕在化し、誰の中にでも起こり得る身近な問題として認識されるようになった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多い。思い込み、過剰な反応による差別や偏見をなくし、正しい理解が求められる。人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での人権啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識を一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。学びや体験を通して変化するので、地域の実情にあわせた取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。

津市においても、地域との関係を持たない人や外国人等に対して、受け取る側に立った情報発信を工夫しなければならない。SNSの活用等、情報化社会に合わせた視点と、社会の変容や課題を踏まえた人権啓発の推進が益々必要である。

《人権教育の推進》

人権教育は、学校現場でのいじめや差別の事実を把握し、全域的に、その実態に即して取り込まれるものでなければならない。その取組が、いじめや差別の解消にどのようにつながっているかという効果の検証が必要である。本市における人権教育の取組は、きれいごとや建前ではなく、市民の具体的な行動や意識の変化につなげなければならない。また、学校教育だけでなく、社会に出てからも地域社会の中で学びの場を広げていく必要がある。学校においては具体的な生活の事実根差した人権学習や仲間づくりの実践を通し、いじめや差別を許さない人権意識を高める必要がある。地域においては人権ネットワークの取組を充実させ、人権尊重の主体者となる意識の醸成を図りたい。そのためにも、職員の人的配置の維持・充実が図られるべきである。

《相談・支援体制の充実》

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、全ての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことにほかならない。人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人一人の課題として認識することが求められる。また、課題解決には、法令の整備や検討が進められているが、それらの規定等に基づく市の責務を果たすために、啓発・相談・支援体制の充実等について、関係機関と連携・協力を図り、具体的な事象に対する検証を重ね取組を進めていく必要がある。今後を期待する。

《UDのまちづくりの推進》

誰もが使いやすい施設のUD化は今後も進めていただきたい。UDとはハード面では全ての人々が利用しやすいまちや生活環境をデザインすることで、ソフト面では心のバリ

アフリーであるという考え方を市民人権講座で啓発し、市民の意識を高めていただきたい。また、外国人向けに多言語ユニバーサル情報発信ツール「MCCatalog+（エムシーカタログプラス）^{※6}」の導入を検討いただきたい。自動翻訳機能と音声読み上げ機能もあり、ペーパーレス化にもつながる。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

社会が危機に陥った時に、真っ先に被害を受けるのは、日常的に生きにくさを感じている人々であることが多い。実際に津市内でどのような人権侵害が生じているかを市職員が把握し、それに対する施策を展開する必要がある。施策の主体である課と各地域で活動を展開してきた諸団体や市の相談窓口との情報共有を密に行い、そこで浮かび上がった課題の解決を、施策や地域での活動に位置付けられたい。

イ 分野別施策の評価・提言

《同和問題》

部落差別解消推進法にあるように、今もなお、部落差別は存在しており、その問題の解決は行政の責務である。津市が置かれている今日の状況から、部落差別の解消のための啓発や教育までもが否定的に捉えられることのないよう、「人権が尊重される津市をつくる条例」の趣旨を踏まえ、「人権尊重宣言都市」津市の実現に向けて努力されたい。とりわけ「部落差別解消推進法」だけでなく、差別解消三法の具現化に向けて、人権担当理事の責任と指導の下、人権課が企画調整を行い、人権施策推進会議や推進員を中心とした全庁的な体制づくりに努められたい。

《子どもの人権》

子どもの数が年々減少しているのに対して、18歳未満の子どもへの児童虐待は30年連続で増え続け、2020年度は前年度より5.8%増え過去最多の20万5029件になった。タイプ別では「心理的虐待」が59.2%で最も多い（8月28日朝日新聞）。三重県においては社会的養護を受けている要保護児童数は500人余り存在する。今、子どもたちは安心して安全に過ごすことができなくなっている。更に要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために社会生活が大きく変容した中で、10代、20代の自死率が前年度に比べて大きく増えている。（厚生労働省統計より）

地域の関係が希薄になり、情報をSNS^{※7}等に頼る傾向がある中、孤立化を防ぐとともに、子どもが多様な価値観に触れる地域との関わりを大切にする必要がある。自己肯定感を持ち基本的人権が認められ子どもの主体が大切にされる社会に変える必要がある。子育て中の親に対する養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも親もSOSを出せる地域づくりも必要である。これらの課題の解決に向けて各事業が連携して情報共有されることが大事である。

子どもには「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」（「子どもの権利条約」に基づく4つの柱）があり、社会はそれを保障しなければならない。2016年5月の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、福祉の保障等の内容が明確化されている。津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要があ

る。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に切に望む。

《女性の人権》

男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が十分とはいえない状況がある。こうした課題に社会全体で取り組めるよう、各実施機関の個別施策としてではなく行政の総合的な課題として捉え、全庁的に推進していくことが極めて重要であり、継続的に実施していくことが必要である。

《障がい者の人権》

各施策の前年度までの取組状況や目的達成度、達成度に大きな影響があった課題・問題点を捉え要因について分析等の自己評価を行う。その評価結果に基づいて次年度の施策の方向性や施策目的の達成手段である事業の改善方針を考えることによって、施策及び施策を構成する事業について一体的に進捗を図ることを改めて確認することが必要である。

なお、複合的な人権問題に対する取組の方向性を示していく必要がある。

《高齢者の人権》

悲惨な交通事故を未然に防ぐため、高齢者の運転免許証の自主返納の促進とその受皿となる高齢者外出支援事業をはじめ、高齢者にとって「あると助かる」と思われる生活支援サービスの拡充など、各施策が高齢者の生きがいにつながることを望む。

《外国人の人権》

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、生活、教育、医療等の様々な点で課題が生じている。これらの課題の解決のため、外国人住民の生活実態を丁寧に把握し、それに応じた取組を着実に進められたい。

学校においては、オンライン対応に時間を使わざるを得ない状況ではあるが、このような状況だからこそ、外国人の子どもたちの生活実態の把握やそれに基づいた人権課題の解決に力を入れていただきたい。新型コロナウイルス感染症の感染者への差別解消、日本語教育・学力の保障、生活困窮に対する正しい理解と必要な情報提供等を、教員一人一人がその必要性を自覚できるような取組を実施されたい。

生活困窮者相談窓口において外国人住民が支援者を伴わず行った場合も常に相談者に寄り添った対応を望む。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

市民人権講座は、コロナ禍では開催が難しいので、広報紙での啓発となる。今まで啓発してないアイヌの人々の人権についても取り上げていただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大により、非正規労働者や外国人の雇止めや解雇で収入が減る人や失業者の増加が懸念される。生活保護申請や生活困窮者の相談窓口を広く周知すべきである。生活保護の支給要件に該当しない場合でも、相談担当者は相談者の置

かかれている立場やさまざまな事情があるので、必要に応じて関係各課を紹介するなど親身に相談にのっていただきたい。来庁できない場合は、民生委員児童委員や自治会長とも連携を図っていただきたい。

市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（多言語情報）について、ベトナム語でも表記することを検討していただきたい。

新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者及び感染者に対する誹謗中傷、偏見や差別が起こらないように啓発するとともに、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上での書き込みの監視を強化していただきたい。

津市救急・健康相談ダイヤル24への相談は、今後も益々増加すると思われるので、更なる救急医療体制の充実を図っていただきたい。

各課は平成29年度に実施した市民意識調査結果の分析や検証を重ね、人権施策に活かしていただきたい。

平成20年7月に作成した津市人権施策基本方針については、法律の改訂や時代にそぐわない記載もあるので見直しを早急に進めていただきたい。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権啓発の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域人権啓発事業…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期や中止が多かった。その中でも感染拡大防止の対策をした上で地域に根付いた取組を行った事業もあり、関係者の意識の高さと努力を感じる。住民と協働したイベントの開催や子どもたちが自主的に取り組む活動等は大いに評価に値する。今後もオンラインによる開催等の工夫が必要である。やむを得ず中止とした場合もできる限り人権の視点を大切にしたい取組を実施することを望む。
- ・児童虐待防止に関する啓発…コロナ禍により潜在化していた虐待が顕在化している。保護者が仕事を失って保育所に行けなかったり、長期欠席したりする子どもを訪問する等、更なる虐待の早期発見と未然防止となる意識の啓発が必要である。関係各課の連携と保護者の立場に立った取組を望む。
- ・企業啓発事業…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から企業訪問ができなかったが、コロナ禍で起こる問題もあるので、今後は更に工夫し、継続した取組を望む。
- ・人権週間啓発事業、人権講座等の開催、広報紙での人権啓発、男女共同参画事業…コロナ禍で中止になったものも多かった。今後もSNSを活用する等工夫し、日々の生活の中で人権について考える機会が持てるような啓発活動の継続を期待したい。
- ・職員人権研修…個々の人権感覚を醸成することが目的であるので、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことができるよう研修内容の充実を図る必要がある。その上で、参加者が100%となるよう努め、今後も継続して取り組むことを望む。コロナ禍で開催時期の延期や動画視聴とする工夫をしたことは評価できる。

まとめ

新型コロナウイルス感染拡大防止のために多くの事業が中止になった。単に中止として報告されたものは評価が難しく、慣例化している事業においては継続することが目的化しているものもある。その中で、最後まで取組を進めたものや実施方法を工夫して啓発に努めたものは評価した。関係者の熱意の違いを感じる。各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることは、今後の事業の進展につながる。しっかり対策を取っている事業は大いに評価に値する。今後も集客と内容の両方にこだわった取組を継続する必要がある。常に代替案を考えるとともに、啓発のための広報に工夫と内容の検討が必要である。

2 今後の取組について提言

新型コロナウイルス感染拡大防止のために社会状況が大きく変化した。今まで潜在化していた差別や人権侵害が様々なところで顕在化し、誰の中にでも起こり得る身近な問題として認識されるようになった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多い。思い込み、過剰な反応による差別や偏見をなくし、正しい理解が求められる。人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での人権啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識を一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。学びや体験を通して変化するので、地域の実情にあわせた取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。津市においても、地域との関係を持たない人や外国人等に対して、受け取る側に立った情報発信を工夫しなければならない。SNSの活用等、情報化社会に合わせた視点と、社会の変容や課題を踏まえた人権啓発の推進が益々必要である。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交換事業…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度は事業実施できなかったため年度の取組の評価はできないが、地域を越えて学び合い交流し合い、差別を許さない仲間づくりに取り組むという本事業の趣旨を踏まえた活動を、今後、全市的に展開されることを期待する。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…幼稚園においては、クラスの人権課題を見抜き、実践につなげていこうとしている取組を評価する。保育所においても、人権教育を大切にし、自己肯定感や他者への信頼感を育む取組がされていることを評価する。今後も、全ての子どもの生活背景の把握に努め、保護者や地域と連携した人権教育や共生の取組に期待したい。
- ・地域力創造セミナーの開催…人権文化が大切にされる津市をつくるために、地域における社会教育の拠点としての公民館について、啓発活動の充実に努められたい。あわせて、人権問題の解決に向けて、職員の意識向上を図るため、引き続き職員研修を継続されたい。
- ・人権学習推進事業…人権課題の解決に取り組む人の生き方に学ぶという出会い学習を展開していることを高く評価する。しかし、その取組が子どもたちのいじめや差別をなくすこととどのようにつながっているかということが充分検証されなければ取組そのものが形骸化する恐れがある。
- ・人権教育推進に係る事業…いじめや差別をなくすために自分の思いを語り、仲間の思いを受け止めるという子ども人権フォーラムの取組を高く評価する。今後、何のために学校という枠を超えて中学校区で集うのか、人権教育カリキュラムへの位置づけがどのようになされているのかを、各校区において教職員に意識付けするための、教育委員会としての具体的な取組を明確にされたい。
- ・人権教育ステップアップ事業…コロナ禍で事業の中心である夏季講座は実施できなかったが、人権学習の不十分さからくるいじめや差別の事例もある。前年度の課題を踏まえ、教職員の研修の充実に更に取り組まれたい。
- ・人権学習会事業…各地域での地域課題を地域住民が主体的に学び合う場を持っていることを評価する。今後は、これまでの課題や反省を踏まえ、学習会について見直しを図るとともに、次世代につなぎ、事業を形骸化させないために努力されたい。
- ・人権教育講演会事業…市民参画型人権講演会が各教育事務所で数多く実施されていることを高く評価する。こうした草の根的な地域に根差した人権教育講演会の果たす役割は大きい。今後も差別解消三法の周知・理解が図られることを期待したい。
- ・青少年友の会支援事業…コロナ禍にあっても、関係する市民団体と連携・協働し、工夫しながら次世代育成に向けた取組を進めていることを評価する。事業の目的に沿った活動になり得ているのか、毎年度、検証されたい。
- ・地域学習会事業…差別を許さない仲間づくりのための地域学習会は、学校における人権教育や仲間づくりと連携しながら進められるべきである。地域学習会における地域と学校の役割を明確化されたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…実践公開や各中学校区で主体的に研修を企画・実践していることを評価する。人権教育カリキュラムを形骸化させないため、人権教育担当者が中心となり、毎年度全教職員で共有化を図り、子どもの実態に適したカリキュラムになるよう検証を重ねられたい。

まとめ

コロナ禍にあつて、従来の差別に加え、コロナ感染者やその家族に対する差別と偏見が人々を大きな不安に陥れている。だからこそ、様々な取組の難しさはあるけれども差別を許さない人権教育の取組がより重要になっている。本市においては、人権教育・啓発推進法及び差別解消三法、人権が尊重される津市をつくる条例に基づき、人権教育の基本理念を誠実に施策として実行しているといえる。しかしながら、全ての市民が、人権は一人一人の不断の努力によって守られるという認識を持つまでには至っていない。

2 今後の取組についての提言

人権教育は、学校現場でのいじめや差別の事実を把握し、全域的に、その実態に即して取り組まれるものでなければならない。その取組が、いじめや差別の解消にどのようにつながっているかという効果の検証が必要である。津市における人権教育の取組は、きれいごとや建前ではなく、市民の具体的な行動や意識の変化につなげなければならない。また、学校教育だけでなく、社会に出てからも地域社会の中で学びの場を広げていく必要がある。学校においては具体的な生活の事実根差した人権学習や仲間づくりの実践を通し、いじめや差別を許さない人権意識を高める必要がある。地域においては人権ネットワークの取組を充実させ、人権尊重の主体者となる意識の醸成を図られたい。そのためにも、職員の人的配置の維持・充実が図られるべきである。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談支援体制の充実

■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **青少年の悩み事相談**…非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、学校だけで抱え込むことのないように、必要に応じて関係機関と連携し支援していることは高く評価する。また、問題行動等における初期の段階での対応が丁寧に来ていなかったために解決が難しくなったケースが報告されているが、問題の早期発見が予防につながるなど初期対応は大変重要である。今後の事業予定の成果が次年度の取組状況で活かされることを期待する。
- ・ **外国人住民の生活相談**…コロナ禍に関連した相談が増加傾向にある中で、安心・安全に生活するための環境整備として、タブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスを登用し、通訳員が対応できない言語でも外国人住民への母国語での窓口対応及び通訳担当員が不在時の対応をよりスムーズにするなど評価できる。
- ・ **保育所等における育児相談**…家庭から新型コロナウイルス感染症対策を講じた行事の実施に関わる声を多く聞き、行事を行えない分ドキュメンテーション（写真）を多く使用することで園での子どもの姿を伝え、安心感につなげたことや、声をあげられる家庭の声は吸い上げやすいが、それ以外の家庭にも不安な要素があるのではないかと考え、様子をしっかりと捉えていく姿勢は大変評価できる。就学前教育の中で子どもや保護者の持つ課題の解消について、保護者の思いに寄り添い長い目で子育てを見守り、小学校や中学校につなげて地域で守る体制づくりを進めていくという今後の事業予定に大いに期待する。
- ・ **母子父子寡婦福祉事業**…新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・経済面で苦しい状況にある一人親家庭に対して、児童扶養手当の現況届提出時にハローワークの就業支援ナビゲーターと市の母子自立支援プログラム策定員とで「出張ハローワーク」を開催して就業相談を行い、前年度より5人増加の8人の就業実績を上げたことは、評価するとともに今後にも期待する。
- ・ **児童虐待防止等ネットワーク会議**…新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年開催されている代表者会議を中止し、構成団体に対し津市における虐待対応状況等の資料を配布することにより、情報共有に努めた点とあるが、オンライン会議やテレワーク等を検討すべきである。
- ・ **勤労者のメンタルヘルス相談事業**…前年度とは曜日を変更し、より多くの人に相談の機会を提供したことは大いに評価する。新型コロナウイルス感染拡大により勤労者に新たな不安が広がっており当該事業は益々必要とされる。今後も引き続き勤労者福祉の向上を図りたい。
- ・ **差別事象への対応**…いじめや差別は、個人の問題ではなく、集団の課題であると捉え、今後の事業予定が組まれている。次年度の取組状況の報告を期待する。
- ・ **子どもの発達に関する相談**…保護者からの相談や学校や園からの関わり方の相談等に対して、専門職である教員、保育士、保健師が応じ、関係機関との連携を図り、子どもの年齢や発達状況に合わせて、途切れない支援に向け相手に寄り添いながら対応に努めたことは評価できる。

まとめ

複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、適切な相談窓口を紹介する体制づくり等、さまざまな工夫がなされており評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかりと捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制の更なる充実を望む。新型コロナウイルス感染拡大に対応して、市民が安心して参加できるように配慮し成果を上げた事業もあった。

2 今後の取組についての提言

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、全ての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことにほかならない。人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の課題、職員一人一人の課題として認識することが求められる。また、課題解決には、法令の整備や検討が進められているが、それらの規定等に基づく市の責務を果たすために、啓発・相談・支援体制の充実等について、関係機関と連携・協力を図り、具体的な事象に対する検証を重ね取組を進めていく必要がある。今後にも期待する。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ユニバーサルデザイン（以下「UD」という）まちづくり事業…コロナ禍で研修会・出前講座・イベントが開催できず、市民への啓発ができなかった。今後はモデル地区だけでなく、政策課や市教委（人権教育課）とも連携し市内全域での活動をしていただきたい。
- ・学校施設維持補修事業（大規模改造事業）…本年度で大規模改造工事は完了し、学校施設内にエレベーター・多目的トイレ・トイレの和式から洋式化・昇降口のスロープ等の設置を実施したことは評価できる。
- ・各公園施設整備事業…中勢グリーンパークや既存 6 公園の施設の新設や改修計画が国からの交付金が毎年確保できず、整備できていない。今後は財源確保し既存公園の整備を計画的に進めるよう事業を見直す必要がある。
- ・通学路整備事業・道路環境整備事業…景観の環境整備も大切だが、通学路や歩道の側溝整備や蓋設置を早急に進めていただきたい。普段の歩行や災害時（水害含む）の夜間避難の際も危険である。
- ・交通施設等のバリアフリー化…国の補正予算で補助金が採択され、江戸橋駅の車いす利用者への券売機の改修、多機能トイレの整備は評価できる。今後は近鉄南が丘駅のエレベーター設置を国に申請し、鉄道事業者、県、市で協議を継続していただきたい。
- ・ホームページ整備運用事業…利用しやすいホームページとして評価できる。ベトナム人は津市に在住する外国人として 3 番目に多い。（1 番ブラジル人、2 番フィリピン人）多言語対応でベトナム語での表記も追加対応していただきたい。
- ・社会教育施設のバリアフリー化…橋南公民館の移転に伴う多目的トイレや思いやり駐車場の設置、車いす用ローカウンター等の整備は評価出来る。今後は他も誰にもでも使いやすい公民館にしていただきたい。
- ・体育施設・社会教育施設のバリアフリー化…津球場・芸濃総合文化センター内アリーナ・安濃中央総合公園内体育館・美里体育館のトイレの洋式化、津市民テニスコートにおけるスロープ、同管理棟と屋外への多目的トイレの設置は評価できる。今後も社会教育施設の整備を進めていただきたい。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…市の新規採用職員と 2 年目職員に UD 研修を実施し、各職員が UD に配慮した業務について考えるきっかけとなった。コロナ禍で中断していた出前講座を再開し市内の小中高校 6 校、延べ受講者数 433 人に UD 講座を実施、疑似体験を通じて、心の UD を学ぶ機会を設けたことは評価できる。
- ・リージョンプラザ管理運営事業…南側玄関への点字ブロックの敷設、トイレの洋式化は評価できる。公衆電話の設置場所の案内表示がないので検討していただきたい。
- ・広報紙等発行事業…UD フォントを使用し UD に配慮したレイアウトで誰もが見やすい広報紙に努めていることは評価できる。今後はカラーユニバーサルデザインにも配慮いただきたい。

まとめ

さまざまな事業により施設等の UD 化は確実に進んでいる。とこわか国体及びとこわか大会に伴う施設整備等によっても UD 化がなされた。一方で、コロナ禍の影響を受けたスポーツ事業があり、学校への出前講座は中断したが、後期には感染対策に配慮し実施できたことは評価できる。

2 今後の取組についての提言

誰もが使いやすい施設の UD 化は今後も進めていただきたい。UD とはハード面では全ての人利用しやすいまちや生活環境をデザインすることで、ソフト面では心のバリアフリーであるという考え方を市民人権講座で啓発し、市民の意識を高めていただきたい。また、外国人向けに多言語ユニバーサル情報発信ツール「MCCatalog+（エムシーカタログプラス）」の導入を検討いただきたい。自動翻訳機能と音声読み上げ機能もあり、ペーパーレス化にもつながる。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・子ども会育成団体への補助事業…子ども会活動は、参加できる人が限られる活動ではなく、どの家庭の子どもも参加できるものに変えていくための努力が必要である。
- ・人権啓発団体の育成、人権ネットワーク事業、社会教育関係団体等の支援…市内各地において、市民活動団体・学校・ボランティア・関係機関等が連携・協力して、人権フェスティバル・講演会・学習会などが実施され定着してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、縮小・中止を余儀なくされた。しかし、このような状況の中で生じている感染者に対する差別・困窮や不安・虐待等の諸課題に各地域で向き合う必要がある。今脅かされている人権は何か、市民としてどう向き合うのかと問い直し、今生じている課題を重要視する取組が行われることを期待したい。

子どもが運営を行うことにより、主体者として活動することによる意識や発信力の高まりが期待できる。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、子どもの活動が縮小している中、子ども自身が状況の変化に応じてどのように活動を構築するかを考える主体者になることを望む。

- ・男女共同参画推進団体への支援…各団体と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、女性や性的マイノリティの人々がどのような生きにくさを感じているのかを具体的に把握し、それに基づいた活動を構築することを望む。

まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られてきた。今後は、前年度の踏襲に終わることなく、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現に地域や社会で起こっている差別を解消する取組になっているかと問い直しながら、取組が進むことを期待したい。

長年継続されている取組は、ともすれば踏襲に終わりがちである。取組が始められたときの課題や願いに立ち返るとともに、現在の課題解決に向けた新たな取組が必要である。報告においては、その年の取組の特色がわかるように具体的な内容を記述されたい。

2 今後の取組についての提言

社会が危機に陥った時に、真っ先に被害を受けるのは、日常的に生きにくさを感じている人々であることが多い。実際に津市内でどのような人権侵害が生じているかを市職員が把握し、それに対する施策を展開する必要がある。施策の主体である課と各地域で活動を展開してきた諸団体や市の相談窓口との情報共有を密に行い、そこで浮かび上がった課題の解決を、施策や地域での活動に位置付けられたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク事業…コロナ禍の中で事業実施ができていない。本事業の趣旨を踏まえた取組に期待したい。
- ・地域交流事業…コロナ禍にあっても相談活動を継続し、住民や子どもたちの不安解消に努め、地域のつながりをつくろうと地道に努力していることを評価する。より開かれた施設として、人権啓発にも努められたい。
- ・差別事象への対応…ネット上に取り上げられた同和問題を理由に恫喝する行為は、何人であれ人として許されない「えせ同和行為」と認識されるべきである。また、この事象に関わって、ネット上で部落差別を助長する書き込みが相次いでいることに対し、行政として、削除要請だけではなく、職員研修や市民啓発、相談活動等の具体的な取組が求められる。学校においては、いじめや差別に係る事象に真剣に対応してきたことについて評価できる。今後も、ネット上に差別的な書き込み等が氾濫している状況をも踏まえ、メディアリテラシーの学習等を更に進めるべきである。
- ・人権・同和問題の解決のために活動している団体等への補助…補助金の適正な執行のため、実績の精査に努め、事業を実施されたい。
- ・隣保館運営事業…津市における隣保館の存在や信用を揺るがすような状況が起こっている中で、今後、そのような事象が発生しないためにも何が必要なのかという整理や住民に寄り添い課題の把握や解決に向けて取り組むという隣保館本来の役割を果たすべきである。そして、人権啓発・相談活動と住民福祉の視点から、近隣住民が利用しやすい地域に開かれた隣保館活動を更に進めるべきである。
- ・識字学級の取組…同和問題の解決を旨として取り組まれてきた識字学級の本来の趣旨を踏まえ、外国人のニーズにも向き合うなど、今後も継続することを期待する。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律に係る取組…コロナ禍にあっても十分な取組ができず、法の周知については必ずしも進んだとはいえない。

まとめ

昨年度も指摘したが、市民意識調査の結果から、本市において同和問題に対する差別意識は未だ払拭されておらず、市民の中に差別意識が存在していることは明らかである。今回、各課からあげられている取組が、同和問題の解決に向けてどのような効果を上げているかという視点で事業評価を行うと、必ずしも十分とは言えない。人権施策の個別の人権課題として同和問題が位置付けられている意味を今一度確認し、今後、差別の実態を把握した上で、これまで以上に同和問題の解決に向けて施策が行われるべきである。

2 今後の取組についての提言

部落差別解消推進法にあるように、今もなお、部落差別は存在しており、その問題の解決は行政の責務である。津市が置かれている今日の状況から、部落差別の解消のための啓発や教育までもが否定的に捉えられることのないよう、「人権が尊重される津市をつくる条例」の趣旨を踏まえ、「人権尊重宣言都市」津市の実現に向けて努力されたい。とりわけ「部落差別解消推進法」だけでなく、差別解消三法の具現化に向けて、人権担当理事の責任と指導の下、人権課が企画調整を行い、人権施策推進会議や推進員を中心とした全庁的な体制づくりに努められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**子育て支援事業**…新型コロナウイルス感染拡大防止対策により安心して参加できる体制を取りながら、定期的な広場の開催や子育て相談を行ったこと、また、動画視聴による研修を実施したことは評価できる。支援者は保護者が孤立しないように連携を図りながら不安に寄り添う資質が大切なので、人材育成と更なる充実を図りたい。
- ・**特色ある学校づくり推進事業**…学校運営協議会委員及び地域コーディネーターは一方の性に偏ることで視点が狭くなるとは限らないとの回答であるが、同質的、均質的な意思決定機関は間違った判断をすることがあるというのは今や国際社会の常識といえる。この様な姿勢は再考するべきである。
- ・**相談事業**…外国人の保護者に向けてポケットクの活用によってコミュニケーションを円滑にし、課題解決に取り組んだことは大いに評価できる。家庭児童相談は、内容が多岐にわたり家庭環境や子ども自身の発達課題等が複雑に絡む相談も多いことから、関係機関と連携を図り必要に応じて専門機関につなげる必要がある。青少年の悩み相談は、児相と連携を図り相談体制の整備を行う必要がある。また、職員等の資質向上のための研修を充実させたい。
- ・**児童虐待防止ネットワーク会議**…今後とも構成機関が情報共有と連携を強化して、虐待の早期発見と防止の観点から相談窓口の充実とともに、職員のスキルアップに努め相談機能を強化することを望む。
- ・**地域で子どもたちを見守る事業**…コロナ禍で感染対策をしながら今後も継続して進められたい。
- ・**病児・病後児保育事業の充実**…周知活動と更なる拡充を望む。
- ・**放課後児童クラブ育成及び支援**…利用者増への対応と子どもの人権に配慮された居場所になるように支援者研修の充実を望む。コロナ禍において感染対策と利用者数の密状態の緩和が課題である。

まとめ

新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期や中止になった事業も多い。子どもへの影響は大きく、現場でも様々な工夫や努力をしているのを感じた。全体的に計画の基である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業の課題・問題点が捉えられなければならない。甚大な労力を注ぐ事業を積み上げることを願望する。

2 今後の取組について提言

子どもの数が年々減少しているのに対して、18歳未満の子どもへの児童虐待は30年連続で増え続け、2020年度は前年度より5.8%増え過去最多の20万5029件になった。タイプ別では「心理的虐待」が59.2%で最も多い（8月28日朝日新聞）。三重県においては社会的養護を受けている要保護児童数は500人余り存在する。今、子どもたちは安心して安全に過ごすことができなくなっている。更に要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために社会生活が大きく変容した中で、10代、20代の自死率が前年度に比べて大きく増えている。（厚生労働省統計より）

地域の関係が希薄になり、情報をSNS等に頼る傾向がある中、孤立化を防ぐとともに、子どもが多様な価値観に触れる地域との関わりを大切にする必要がある。自己肯定感を持ち基本的人権が認められ子どもの主体が大切にされる社会に変える必要がある。子育て中の親に対する養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも親もSOSを出せる地域づくりも必要である。これらの課題の解決に向けて各事業が連携して情報共有されることが大事である。

子どもには「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」（「子どもの権利条約」に基づく4つの柱）があり、社会はそれを保障しなければならない。2016年5月の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、福祉の保障等の内容が明確化されている。津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子ども権利条例が制定されることを切に切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施**…県の「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の見直しにより、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に関する指針に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）が追加された。改めてハラスメント防止について周知徹底を行ったことは評価する。その際、職員の意識はもとより、職場全体としてハラスメントを生みださない、見逃さない職場づくりに努めるとともに、社会全体での取組となるよう今後の事業に期待する。
- ・**教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実**…今日の社会状況の中で女性が置かれている厳しい現実を踏まえた上で取組を進めていくことが必要であることから、教職員の女性の人権に対する意識を高めるために、夏季休業中に必要不可欠な研修講座を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったことは残念である。全ての講座を中止とするのではなく、インターネットを使ったウェブ研修等、研修方法を検討すべきであり、今後の取組に期待する。
- ・**一時預かり事業**…ここ数年、当該事業の実施のために必要な職員が確保されにくいと報告されている。通常保育とは異なり「慣らし保育が無い」「毎日違う子どもを預かる」「同時に複数の年齢の子どもに対応しなければならない」等の問題がある中で、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら事業を実施し、一時的に家庭保育が困難となった家庭のニーズに対応したことは評価できる。職員の確保は必然であり、職員の待遇の見直しや潜在保育士への再就職の働きかけ等が必要である。
- ・**各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大**…津市の令和3年4月1日付け新規採用者において女性職員の割合は約50%であり、男女の均等な雇用機会の確保に努めていることは評価できる。しかし、同日付け人事異動において、課長級以上の女性職員の割合が11.8%であり、令和2年度は10.1%と報告されて、1.7%の増加にとどまっている。新規採用者の女性職員の割合は50%となっており、将来女性管理職の割合も50%以上となるように期待する。
- ・**セクシュアル・ハラスメント相談事業**…被害を受けた職員が人事上の不利益や情報漏えいの懸念から相談を諦めたり敬遠したり、関係悪化を恐れ強く抗議できない等の実例があり、事実が認められても結局被害者が仕事を辞めざるを得ないことが多い。被害者がセカンドハラスメントを受けることなく、同じ職場で働き続けられるように取り組んでいくことが重要である。
- ・**審議会等への女性の登用促進**…第3次津市男女共同参画基本計画によれば、審議会等委員への女性委員登用目標を令和4年度までに30%にするとの目標がある。令和2年3月31日時点で女性委員の占める割合は24.6%で、このままでは基本計画の目標達成が危ぶまれる。各担当課も女性の登用が進まない理由を更に危機感を持って考えるべきである。また、公募枠の女性比率は、これまでの働きかけで成果を挙げ、女性比率向上に寄与している。これから取り組むべきは各種団体推薦枠の導入である。豊川市のように審議会等委員への女性登用促進ガイドラインを制定し、各種団体推薦枠により積極的な女性の参画が得られるよう働きかけ、段階的に男女の構成比率が50%以上となることを望む。
- ・**職業能力向上に向けた支援**…令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染拡大等により仕事に何らかの影響（失業・離職・休業・労働時間の急減）があった女性は男性のおよそ1.4倍にのぼっている。雇用形態別でみると、特に非正規雇用の女性が大きな影響を受けている。そのような中、with コロナに配慮した託児を設けた女性のための就職応援セミナーの取組を評価したい。

まとめ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け実施できなかった事業があるが、中止ではなく何らかの対応を検討すべきである。一方、コロナ禍によって、特に女性の割合が高い非正規雇用者の解雇、DVの深刻化等、男女共同参画社会の実現に向けての問題点が改めて浮き彫りにされた事実を正視しなければならない。

2 今後の取組についての提言

男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が十分とはいえない状況がある。こうした課題に社会全体で取り組めるよう、各実施機関の個別施策としてではなく行政の総合的な課題として捉え、全庁的に推進していくことが極めて重要であり、継続的に実施していくことが必要である。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・特別支援教育研修…教職員のニーズを日ごろから聞き取り、各学校等で特別支援教育を推進する上で困難に感じること等の解決につなげられるような研修を企画したことを評価する。文部科学省がめざす新たな教育の姿「GIGA スクール構想」の実現に向けて、一人一台タブレット端末が導入されることに関わって、ICT 機器を効果的に活用することを既に実践している市内の通級指導担当者から具体例を豊富に紹介されながら実践報告を受け、受講者から「自分の実践につなげたい」「やってみたい」等意欲的な感想が寄せられるなど好評を得ており評価できる。
- ・障がい児保育事業…一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要である。今年度、医療ケアを必要とする複合型障がい児の保育利用希望に対して、保育環境の整備に努め、保護者が希望する保育園を利用することができたことは評価する。複合型障がい児の施設利用は、今後も需要は増大すると考えられており、より高度な保育技術を求められることも考慮し、子どもが安心して保育園生活を送ることができるように努められたい。
- ・障がい福祉サービス及び地域生活支援事業…障がい者が生活を送る上で、必要となるサービスが利用できるよう、計画相談支援事業所と連携を図り、支援計画に基づき適切なサービスの提供に努めたことは評価する。相談が多様化する中で、個々の障がい者のニーズ及び障がい者やその家族の様々な相談に対応するため、平成 31 年度に地域障がい者相談支援センター及び基幹障がい者相談支援センターを設置し、相談支援機能の充実が図られたことを評価する。
- ・障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーション事業…文部科学省は、平成 24 年 3 月にスポーツ基本法に基づき、スポーツ基本計画を策定し、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心を持ち、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境の整備を基本的な政策課題として、障がい者スポーツの推進を図ってきた。津市でも、これまで単独の事業として実施していた障がい者スポーツを、スポ・レク交流デーとして他の種目と一緒に実施することにより、「多くの市民が障がい者スポーツを知り、体験することができた」と報告している。障がい者をはじめ全ての人々が、スポーツを通じて社会参画できるよう、社会全体で積極的に環境を整備し、また、心のバリアフリーなど、人々の意識を変え真に共生社会の実現を目ざした取組を評価する。
- ・訪問指導事業…コロナ禍での家庭訪問では、訪問従事者、対象者の両者の健康確認、手指消毒、マスク着用等の感染症対策を徹底し、66 名に延べ 170 回の訪問指導を実施した。また、今後も地域の関係機関が集まる地域ケア会議等を利用し、関係機関等との関係を築き、引き続き、訪問対象住民の情報交換やケース検討会がスムーズに実施できるようにしたことは評価する。
- ・障害者差別解消法の啓発等…同法が施行されてから 4 年以上が経過する中で、法令の周知にとどまるのではなく、差別の解決のため法令の具現化に向けた取組が必要である。

まとめ

コロナ禍において直接講演や研修を実行することが難しかった本年度は、中止になった事業もあったが、感染予防対策、実施内容・方法を創意工夫してより多くの参加者を得た事業もあった。障がい者の社会福祉の向上及び社会参加の促進を図るため、障がい者団体が主催する事業や各種団体への支援が行われ、障がい者の地域での生活を支援するために福祉サービスの提供が行われており評価したい。

2 今後の取組についての提言

各施策の前年度までの取組状況や目的達成度、達成度に大きな影響があった課題・問題点を捉え要因について分析等の自己評価を行う。その評価結果に基づいて次年度の施策の方向性や施策目的の達成手段である事業の改善方針を考えることによって、施策及び施策を構成する事業について一体的に進捗を図ることを改めて確認することが必要である。

なお、複合的な人権問題に対する取組の方向性を示していく必要がある。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **地域支援事業**…高齢者がいつまでも自分らしく生活できるため、介護予防の普及啓発、権利尊重のための取組を行ったことは評価する。元気アップ教室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から一部の開催となったが、対策を取って取り組むことに期待する。
- ・ **介護予防事業**…住民同士の生活支援や通いの場の提供は、新型コロナの影響により一部の実施となったが、社協等と連携を図り取組事例を周知したことで、事業を拡大させたことは評価できる。
- ・ **在宅介護支援センター事業**…介護や福祉に係る相談、公的サービスの申請代行や認知症予防に関する教室の開催等について、コロナ禍の影響により十分な取組ができなかった。今後も引き続き地域に根差した支援とそのため周知がされることを期待する。
- ・ **シルバー人材センター運営事業**…高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を發揮し社会活動を行えるように、会員獲得とともに地域ニーズに応じた事業展開や職種の変更拡大に努められることを期待する。
- ・ **高齢者学級の開設**…高齢者がいきいきと暮らせるように、生きがいづくりや健康づくりをテーマとした講座を開催したことは評価する。高齢者の要望をよく聞き、新たなニーズを把握し、興味を持てる内容への刷新、参加しやすい場所の選定等、更なる充実を図り、参加してよかったと思える講座となることを期待する。
- ・ **高齢者外出支援事業**…高齢者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりのため、コミュニティバス及び民間路線バスを活用した外出支援を行った。運転免許証の自主返納により移動手段を持たない高齢者にとっては受皿となる。より多くの高齢者が利用できるように周知に努めたことは評価できる。今後も利用状況等に合わせた継続的な見直しができることを期待する。
- ・ **避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進**…高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が災害時に迅速に避難できるように、地区防災計画をはじめとした個別計画は、市民の安全を確保し命に直結する大変重要なものである。計画の作成を自治会や自主防災会等に任せきりにすることなく、災害時に機能する計画となるように、既に作成された計画に対する見直しも含めて、改善すべきは改善するなど躊躇なく進めていくべきである。今後の取組に期待したい。

まとめ

高齢者が安心して生活できるよう各事業に取り組んでいることは評価できるが、事業の継続だけが目的ではない。新たな事業の創出とともに、毎年、必ず新たな課題・問題点や改善すべき部分は出てくるので、創意工夫を加えて事業内容の見直しを行い、より効果的なものとなるように更なる取組を期待する。

2 今後の取組について提言

悲惨な交通事故を未然に防ぐため、高齢者の運転免許証の自主返納の促進とその受皿となる高齢者外出支援事業をはじめ、高齢者にとって「あると助かる」と思われる生活支援サービスの拡充など、各施策が高齢者の生きがいにつながることを望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…タガログ語通訳員の配置が実施されるようになったことは評価できる。外国人住民が通訳員と実際に接しながら母国語でコミュニケーションすることを通して得られる安心感や信頼感は、市民への継続した支援に寄与するところが大きい。
- ・国際理解教育…ALTを中心とした取組として報告されているが、担任を中心とした学校全体の取組として捉える必要がある。様々な外国人に対する差別の解消のためには、実際の差別に子どもたちが向き合う多文化共生教育が不可欠である。事業のひとつとして明記されたい。
- ・「学校へ行こうin津」事業…外国人高校生の中退率が高いことに対して、中勢地区県立高校校長会や進学ガイダンス実行委員会で、中退するまでに中学校との情報共有を図り学び続けられるための支援体制をつくるよう依頼したことは評価できる。実際に機能するように努力されたい。
- ・ホームページ整備運用事業…トップページに新型コロナウイルス感染症関連の多言語情報の入口が作られていることは評価できる。外国語ボタンがトップページにリンクされている点、スマホでは外国語ボタンが表示されていない点を改善することにより、外国人利用者及び支援者両方が使用しやすくなる取組を望む。
- ・国際交流一般事業…在留カードが発給されていない外国人（短期滞在を除く）にも保障されている教育、出産、感染症予防について、当事者の立場に立った適正な対応が行われた事例がみられた。今後も同様の対応が続けられるよう関係各課の情報共有を図られたい。
- ・多文化共生事業…外国人住民の生活支援として相談会を休日に開催したことは評価できる。今必要なことに対応しようとする体制の継続を望む。

まとめ

長年の積み重ねにより多文化共生の施策が進められてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の規模の事業の実施が困難になっている。感染予防対策の工夫をしながら事業を実施した事例やコロナ禍でこそ必要な取組が行われたことは評価できる。

2 今後の取組について提言

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、生活、教育、医療等の様々な点で課題が生じている。これらの課題の解決のため、外国人住民の生活実態を丁寧に把握し、それに応じた取組を着実に進められたい。

学校においては、オンライン対応に時間を使わざるを得ない状況ではあるが、このような状況だからこそ、外国人の子どもの生活実態の把握やそれに基づいた人権課題の解決に力を入れていただきたい。新型コロナウイルス感染症の感染者への差別解消、日本語教育・学力の保障、生活困窮に対する正しい理解と必要な情報提供等を、教員一人一人がその必要性を自覚できるような取組を実施されたい。

生活困窮者相談窓口において外国人住民が支援者を伴わず行った場合も常に相談者に寄り添った対応を望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権啓発推進事業…広報紙「人権だより」や「シリーズ人権」でさまざまな人権課題を啓発している。
- ・応急診療所管理運営事業…新型コロナウイルス感染症の疑いのある発熱患者に対応した。また、感染予防とともに感染症に係る偏見や差別を防ぐように発信したことは評価できる。また、365日24時間応急処置や子育て相談、健康相談に係る「津市救急・健康相談ダイヤル」制度は相談者の不安軽減や家庭の看護力の向上につながるので評価できる。
- ・生活保護事業…コロナ禍で解雇や派遣切りや寮を退去となる人が増加している。居所のない人からの相談が増加、一時的な拠点を確保するとともにプライバシーの保護を厳守しながら、最低限度の生活を保障し、関係機関と連携し自立支援をしていただきたい。
- ・生活困窮者自立支援事業…新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、就労収入の減少、解雇や派遣切りとなった人が増加した。住居確保給付金に係る相談は753件に対して支給は78件であった。生活に困窮する相談者に寄り添い、個人の尊厳を保持しつつ、助言や包括的支援を行い自立の促進を図っていただきたい。
- ・市民意識調査…広報紙で調査結果を掲載し、市民の人権意識を高めている。各課はこの調査結果を情報共有し人権施策に反映させていきたい。
- ・SDGs関連事業…人権に関する各施策にSDGs^{※8}のロゴを反映させたのは評価できる。

まとめ

応急診療所は急病時の診療及び新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱患者に対応したのは評価できる。また、生活保護事業や生活困窮者自立支援事業は個人情報に配慮しながら相談者に寄り添った支援をしているが、相談に行けない場合（含外国人）への支援が課題である。

2 今後の取組についての提言

市民人権講座は、コロナ禍では開催が難しいので、広報紙での啓発となる。今まで啓発していないアイヌの人々の人権についても取り上げていただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大により、非正規労働者や外国人の雇止めや解雇で収入が減る人や失業者の増加が懸念される。生活保護申請や生活困窮者の相談窓口を広く周知するべきである。生活保護の支給要件に該当しない場合でも、相談担当者は相談者の置かれている立場やさまざまな事情があるので、必要に応じて関係各課を紹介するなど親身に相談にのっていただきたい。来庁できない場合は、民生委員児童委員や自治会長とも連携を図っていただきたい。

市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（多言語情報）について、ベトナム語でも表記することを検討していただきたい。

新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者及び感染者に対する誹謗中傷、偏見や差別が起こらないように啓発するとともに、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上での書き込みの監視を強化していただきたい。

津市救急・健康相談ダイヤル24への相談は、今後も益々増加すると思われるので、更なる救急医療体制の充実を図っていただきたい。

各課は平成29年度に実施した市民意識調査結果の分析や検証を重ね、人権施策に活かしていただきたい。

平成20年7月に作成した津市人権施策基本方針については、法律の改訂や時代にそぐわない記載もあるので見直しを早急に進めていただきたい。

用語解説

※1 ユニバーサルデザイン (略称 UD)

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、全ての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設(設備)・製品・情報等のデザインのこと。障壁となるものを取り除き、生活しやすくするというバリアフリーの考え方に対して、最初から障壁のないデザインを当たり前にしようとする考え方。

※2 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う。市の特別職、非常勤、嘱託職員である。

※3 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※4 ハラスメント

様々な場面で本人の意思に関わらず発言や行動などにより相手の尊厳を傷つけたり、脅威を与えたりすること。性的な言葉や行為であるセクシュアル・ハラスメントや、優越的な関係を背景とした言葉や行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであるパワーハラスメントがある。

※5 シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛県の有志が始めたプロジェクト。愛媛特産の柑橘にちなみシトラス色(黄緑色)のリボンなどを身に着け、新型コロナウイルスに感染された方や医療に携わる方などに寄り添い、相手を思いやる気持ちを表すことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながる。

※6 MCC a l o g + (エムシーカタログプラス)

紙媒体をデジタル化し、スマートフォンやタブレット端末に手軽に配信できる多言語ユニバーサル情報配信ツール。高性能の翻訳機能や自動音声合成機能があり、日本語だけでなく、英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語などに対応している。広報紙や防災情報をスマートフォンに配信している自治体もある。

※7 SNS (Social Networking Service の略称)

インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の公開ページやネットサービスのことをいう。よく使われているサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどがある。

※8 SDGs (Sustainable Development Goals)

2015（平成27）年の国連サミットで採択された世界全体の共通目標。全ての人が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるようにするため、2030年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

津市人権施策審議会委員名簿

令和3年12月1日現在

氏名	所属団体・職名
あおき ひろし 青木 弘志	津市人権・同和教育研究協議会常任顧問
あおき ゆきえ 青木 幸枝	多文化共生ネットワークエスぺランサ代表
いとう よしゆき 伊藤 好幸	公募委員
おおい ひろこ 大井 廣子	津人権擁護委員
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元三重短期大学学長
かたおか ふくお 片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
かねこ せいこ 金子 誠子	公募委員
かわぐち せつこ 川口 節子	元三重県人権施策審議会会長・元三重県教育委員会委員長
くすもと たかし 楠本 孝	三重短期大学法経科教授
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
すぎた ひろし 杉田 宏	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たなか しげのり 田中 茂範	三重県児童養護施設協会会員施設 施設長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター 事業担当者
なかがわ まさはる 中川 正治	津市民生委員児童委員連合会副会長
にしかわ まさき 西川 昌樹	津地方法務局人権擁護課長
はらだ ともき 原田 朋記	公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査・研究員
やまかわ さよこ 山川 さよ子	津市老人クラブ連合会副会長、女性部部长
やまぐち のぼる 山口 登	連合三重津地域協議会事務局長

(50音順)